

バルバドスにおける新型コロナウイルス関連情報（1月14日現在）

〈前回掲載内容からの変更点のポイント〉

◎バルバドス政府は、夜間外出禁止令を延長しました。

〈本文〉

●1月13日時点のバルバドスにおける新型コロナウイルス累計感染数は1007名、累計死亡者数は7名、累計治癒数は465名となっています。年始から国内感染者数が急激に増加傾向にあるため、人混み等を避けるとともに、適切な感染症対策を講じて下さい。

●1月13日、バルバドス政府は、1月2日に発令された夜間外出禁止令を1月14日（木）から1月31日（日）まで延長することを決定しました。なお、外出禁止令における罰則事項等に変更はありません。

○1月2日（土）から1月31日（日）までの期間、午後9時から翌午前5時まで夜間の外出を禁止。ただし、医師や消防士等の必要なサービス従事者を除く。

○一定の条件下で開催される葬儀等を除く全ての集会・イベント等の開催を禁止。

○ビーチや公園を利用する場合は運動及び水泳目的に限る。また、複数人数で利用する場合、同一世帯且つ10名以下でなければならない。

○製造業者、ガソリンスタンド、ホテル等宿泊施設は24時間営業可能。

○違反者には5万バルバドスドル以下の罰金か1年以下の懲役、もしくはその双方が科せられる。

●現時点での最新のバルバドスへの入国方法の概要については以下を御確認下さい。

（<https://www.visitbarbados.org/covid-19-travel-guidelines-2020#health-protocol>）

（下線部変更点）

1 入国時に必要となる基本的な手続き

（1）全ての入国者は、バルバドス到着の少なくとも24時間前までにオンラインで入国カードを提出しなければならない（www.travelform.gov.bb）。

（2）高リスク国及び中リスク国からの渡航者に対し、バルバドス入国時に、バルバドス到着前3日以内に受けた陰性を示す有効なPCR検査結果を所持することを義務付ける。到着時に陰性結果を提示できなければ入国を拒否されることがある（may be denied entry to the country）。ただし、カナダからの入国者には、バルバドス到着前3日以内に受けた陰性

を示す有効な PCR 検査結果の持参を強く勧めるが、旅行に間に合うように検査結果を受け取ることができない場合、バルバドス到着時に検査し、結果が出るまで隔離される。検査結果が陰性の場合、政府承認の宿泊施設等へ移ることができる。右の PCR 検査受検日から 5 日後に、2 度目の PCR 検査を受け、再度陰性が確認されれば、行動制限が解除される。なお、PCR 検査の結果取得に要する時間は、検体が検査場に届いてから 24 時間～48 時間程度。低リスク国からの入国者には、バルバドス到着前 5 日以内に受けた陰性を示す有効な PCR 検査結果の持参を強く勧める。(注：リスクカテゴリーの分類については下記 2 参照。) 検査結果はオンライン(www.travelform.gov.bb)で提出し、同時に渡航者は検査結果のコピーを持参する。

(3) 低リスク国からの入国者で、陰性を証明する検査結果を保持していない者は、到着時に PCR 検査が行われる。有効な陰性の検査結果を提示せず到着時の検査を拒否する者は入国が認められない。ただし、バルバドス国民及びバルバドスの永住者資格を有する者で、有効な陰性の検査結果を提示せず到着時の検査を拒否する者は、政府施設での検疫対象となる。

(4) 全ての旅行者(トランジット含む)は、空港でのマスク着用や入国時の健康チェック(体温測定、衛生担当官からの質問含む)を受けなければならない。

(5) 検査結果が陽性の者は隔離(isolation)施設に移送され、2回連続で陰性の結果が出るまで隔離される。陽性者と密接な接近があった者も指定施設での検疫対象となる。

(6) バルバドス到着後の検査結果が陽性であっても、無症状や安定した状態にあると保健・健康省が判断した場合には、以下の条件の下、自己負担で政府承認のホテル等施設での自己隔離を選択することができる。

ア 政府承認の警備会社と保健・健康省の情報共有のため、自己隔離中の移動に関する情報開示を明記した同意書に署名することが必要。

イ 隔離場所は、政府承認の警備会社と契約する必要があり、右に伴う費用は自己負担となる。

ウ 臨床プロトコルに基づいて患者の体調をモニタリングするため、保健・健康省承認の医療サービスを患者負担で契約することが必要。

エ 政府承認の隔離施設での自己隔離の管理は、間もなく実施される予定の BMSAFE アプリと追跡ブレスレットが連携して機能する。

(7) バルバドスでの滞在中、社会距離の確保、衛生管理、マスク着用等を含むバルバドス政府による新型コロナウイルス感染症対策を遵守する。いかなる症状であっても症状が出

た場合は衛生担当官又は宿泊施設の関係者に報告をする。

(8) 諸用語の定義は次のとおり。

ア 行動制限 (Restricted movement)

入国者が政府承認の宿泊施設内でアクセスできるエリアに制限があり、ビーチへ行くことや家族・友人の訪問も認められておらず、2度目のPCR検査結果が出るまで政府承認の宿泊施設等を離れてはいけない。

イ モニタリング (Monitoring)

モニタリングは、毎日の体温計測結果を電話又はメッセージで公衆衛生チームに共有することを含む。入国時には体温計を持参する必要がある。モニタリングは一般的に到着後7日間行われる。

ウ PCR検査の方式

PCR検査が有効であると見なされるのは、鼻咽頭または口咽頭が検体のものである。唾液や鼻腔を検体としたものは有効なPCR検査結果とは認められない。また短時間で結果が分かる検査や自宅での検査も、有効なPCR検査結果とは認められない。

2 リスクカテゴリーの分類

(1) 高リスク国 (例：日本、アルゼンチン、バハマ、ベリーズ、ブラジル、カナダ、ケイマン諸島、コロンビア、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィンランド、仏、独、ガーナ、ギリシャ、ガイアナ、アイスランド、インド、アイルランド、伊、ジャマイカ、マルティニーク、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、プエルトリコ、ロシア、サウジアラビア、スペイン、南ア、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、トリニダード・トバゴ、トルコ、タークス・カイコス諸島、アラブ首長国連邦、英国、米国、ベネズエラ、コスタリカ、グレナダ、グアテマラ、ポルトガル)

入国後、政府指定のホテル等宿泊施設（自己負担）又は政府指定の隔離施設（無料）において7日間隔離され、症状の有無について毎日観察を受ける。バルバドス到着から2～3日後（持参した陰性を示す有効なPCR検査の受検日から4～5日後）に、2度目のPCR検査を受ける必要がある。検査結果が再度陰性の場合は隔離が解除される。

(2) 中リスク国 (例：アンティグア・バーブーダ、バミューダ諸島、ニュージーランド、セントルシア、ドミニカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島)

中リスク国からの渡航者は、入国後7日間モニタリングされる。バルバドス到着から2～3日後（持参した陰性を示す有効なPCR検査の受検日から4～5日後）に、2度目のPCR検査を受ける必要がある。

(3) 2度目のPCR検査方法は以下から選択することができる。

ア 政府指定の施設で検査する。(検査費無料)

電話番号：1-246-536-4500

イ 個別に政府指定の医療機関へ問い合わせる。(検査費自己負担)

Urgent Care Mobile：1-246-538-3838

Sandy Crest Medical Centre：1-246-419-4911

Platinum Services Limited：1-246-418-6638

ウ 滞在所での受検を希望する場合は、滞在所の管理者に連絡し、利用可能なオプションを確認する。(検査費自己負担)

(4) 低リスク国(例：エジプト、グリーンランド、英領バージン諸島、キューバ、ハイチ、ニカラグア)

バルバドス到着前5日以内に受けた陰性を示す有効なPCR検査結果を所持している場合は、そのまま入国手続きを進めることができる。一方、所持していない場合は、バルバドス到着時にPCR検査を受ける必要がある。

バルバドス到着前5日以内に受けた陰性を示す有効なPCR検査結果を所持している場合、又は入国時の検査結果が陰性の場合は隔離・モニタリングの対象とはならない。

低リスク国からの入国者で、到着時に陰性を示す有効なPCR検査結果を所持していない場合、PCR検査を受ける場所及び結果が出るまでの待機場所を以下から選択することができる。

ア 空港での検査を完了し、検査結果が出るまで空港内又は追加費用のかからない政府指定の施設で待機。(検査費・滞在費無料)

イ 空港での検査を完了し、検査結果が出るまで政府指定のホテル等宿泊施設で待機。(検査費無料・滞在費個人負担)

ウ 政府指定の検査可能なホテル等宿泊施設で検査を完了し、検査結果が出るまで待機。(検査費150米ドル・滞在費個人負担)

(5) 超低リスク国(例：アンギラ、中国、モントセラト、オーストラリア)

超低リスク国からの入国であり、かつ、バルバドス到着前21日以内に高・中・低リスク国のいずれも訪れて（滞在・乗り継ぎして）いない場合、事前及び到着時のPCR検査を要しない。

3 その他の留意事項

(1) 入国者がどのリスクカテゴリーに分類されるかは、バルバドス到着前 21 日以内の滞在国及び乗り継ぎ国によって決定される。

(注：例えば中リスク以下の国から米国（高リスク国）を経由してバルバドスへ到着した場合、高リスク国からの入国扱いとなる。)

(2) バルバドスでの乗り継ぎをする高・中・低リスク国からの渡航者は、有効な陰性の検査結果を所持していなければならず、所持していない場合、入国を断られることがある。

(3) 未成年の旅行者が単独で入国する場合、陰性を示す有効な PCR 検査結果が必要となる。

(4) 5 歳未満の旅行者は、感染の症状が見られる場合、又は共に行動する旅行者のいずれかのメンバーから陽性反応が出た場合を除き、PCR 検査を受ける必要はない。

(5) 特定旅行者（外交官、障がい者又はその同伴者、特別な配慮を必要とする病状がある等）は、バルバドス到着 3 日前までに保健・健康省の定めるメールアドレス（cmo@health.gov.bb）へ連絡することを勧める。

(6) バルバドスから出国する際、事前に PCR 検査を受ける必要がある者は、出国の 3 日前までに観光省の定めるメールアドレス（pcrtest@visitbarbados.org）から検査申し込みを行う必要がある。

(7) 隔離場所として使用される政府指定のホテル等宿泊施設にはビラ（Villa）も含まれる。隔離を目的として使用するビラは、指定の条件を満たして、ビラ管理会社がバルバドス観光プロダクト公社へ事前に登録したものであることが必要。

●皆様におかれましては、引き続き最新の関連情報を収集し、感染予防に努めてください。なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館まで御連絡ください。

バルバドス政府情報サービス機構（GIS）

<https://gisbarbados.gov.bb/>